最終更新日：2015年6月18日
パーク24株式会社
代表取締役社長　西川　光一
問合せ先：03-3213-8900
証券コード：4666
http://www.park24.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「人とクルマと街と、」を企業スローガンに掲げ、安全で快適なクルマ社会の実現に向け、その一翼を担うことを基本方針としています。この方針のもと、当社グループは駐車場とモビリティのネットワークを拡大させると同時に、経営資源を最大限に活用することで、クルマ社会に新たな価値を創造し続けてまいります。
その中で、当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実が、全てのステークホルダーとの信頼関係を構築し、継続的に企業価値を向上させていくための重要事項と認識し、公正で、透明性の高い経営を目指しています。
当社は、執行役員制度を導入しています。意思決定と業務執行の分離による権限・責任の明確化はもちろんのこと、大幅に権限を委譲することで、業務遂行の迅速化を行っています。
また、取締役の経営責任ならびに、執行役員の執行責任を明確化するため、任期を1年に設定し、業務執行の適法性については、社外監査役2名を含む3名の監査役が、厳正な監査を実施しています。また、法的にも監査役の監査機能が強化されたこと、また、社外監査役を招聘することで透明性を確保できると考え、監査役設置会社形態を採用しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
有限会社千寿	21,746,400	14.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	12,539,400	8.62
西　川　　光　一	8,110,460	5.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	7,951,300	5.46
MSCO　CUSTOMER　SECURITIES	6,518,630	4.48
西　川　　功	6,194,000	4.25
日本信号株式会社	3,853,200	2.64
STATE　STREET　BANK　AND　TRUST COMPANY	3,582,747	2.46
西　川　　恭　子	3,200,000	2.20
浅　井　　千　寿	2,558,000	1.75

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

次の法人から、平成27年4月23日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書（変更報告書）により、平成27年4月17日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

名称　：キリン・マネジメント・エルエルシー
所有株式数　：9,111,400株
割合　：6.27%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部

決算期	10 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査につきましては、社長直轄の監査室（2名）を設け、内部監査規定のもと業務監査を計画的に行っております。監査室は、被監査部門に対し資料の提出及び説明を求めると共に、改善が必要な点について助言いたします。期末及びその必要に応じて、監査結果を社長に報告しております。
監査役監査につきましては、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務状況の調査等を通じ、取締役の職務執行及び、法令、定款への適合性について監査を行っております。
会計監査人につきましては、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査に関し、新日本有限責任監査法人を選任しております。
また、相互連携につきましては、監査役、監査室、会計監査人及び子会社の監査役は、適宜、連絡会を開催するほか、相互に意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
狩野 享右	他の会社の出身者													
竹田 恒和	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
狩野 享右	○	―――	不動産会社の経営者として、当社ビジネスの根幹である不動産にかかわる様々な助言を期待している。 社外監査役としての職務を適切に遂行している こと、および取引所の規定する基準に則り、一般株主と利益相反を生じるおそれがないため、独立役員に選任している。
竹田 恒和	○	―――	各団体の会長等を兼務する傍ら、会社経営者でもあり、広い見識をもった様々な助言を期待している。 社外監査役としての職務を適切に遂行している こと、および取引所の規定する基準に則り、一般株主と利益相反を生じるおそれがないため、独立役員に選任している。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役への支給総額を、各管掌部門の業績への貢献状況に応じて、分配しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

グループ全体での業績向上に対する意識や意欲を高めることを目的にしています。
付与対象者全員に与えられるものではなく、職務や役割に応じた付与基準をベースに、与えられたミッションと、その遂行状況（評価）に応じて、取締役会で協議し、付与しています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役6名　192百万円
監査役4名　37百万円（うち社外監査役2名　17百万円）
上記支給額には、当事業年度にかかる役員賞与及びストックオプションとして付与した新株予約権に係る費用計上額が含まれております。
上記支給人員には、平成26年1月29日開催の第29回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役1名が含まれております。
上西清志氏は、第29回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給人員及び支給額について取締役期間は取締役に、監査役期間は監査役に含めて記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・報酬の体系
役員の報酬は、月額報酬のほか、賞与およびストックオプションで構成しており、取締役が社員職務を兼務しているときは、その兼務の状況によって、役員報酬と社員賃金等に区分して支給する場合があります。
・報酬額の決定
役員の報酬は、世間水準、経済動向、経営内容および社員賃金等とのバランスを考慮して次の方法により決定しております。
取締役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業績、財務状況および経済情勢を考慮の上、取締役会にて決定しております。
監査役の報酬等の額は、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外監査役への情報伝達およびその職務の補佐は、経営管理本部が随時行っています。
取締役会および経営会議の開催連絡、資料の発送、内容に関する説明については、会議事務局の経営企画本部が行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・ 当社は、取締役の業務執行を合理的かつ円滑に進めるための対策として、執行役員制度を導入し、迅速な意思決定を行える体制を構築しています。取締役会に加えて、取締役と執行役員を構成員とする経営会議を、それぞれ月１回以上開催し、当社の経営に影響を及ぼす重要事項については、そこで審議・決定し、当該決定事項が、効率的に業務執行される体制を構築しています。
・ 取締役会および経営会議には、監査役が参加することで、業務執行に関する監査・監督を行っています。
・ 会計監査人については、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査に関し、新日本有限責任監査法人を選任しております。
なお、当年度において監査業務を執行した公認会計士の氏名・監査業務にかかる補助者の構成については以下のとおりです。
監査業務を執行した公認会計士の氏名及び当社に係る継続監査年数
指定有限責任社員 業務執行社員 ：栗原　学 ３年
指定有限責任社員 業務執行社員 ：須山　誠一郎 １年
会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 14名、その他 15名
また、相互連携につきましては、監査役、監査室、会計監査人及び子会社の監査役は、適宜、連絡会を開催するほか、相互に意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めております。

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は、以下のとおりです。
当事業年度に係る報酬等の額　45百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　46百万円
その他重要な報酬の内容
当社の連結子会社である台湾パーク二四有限公司は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているErnst＆Youngに対して監査報酬を支払っております。
会計監査人に対して対価を支払った非監査業務の内容
特定駐車場の収益に関する合意された手続業務
監査報酬の決定方針
当社の会計監査人に対する監査報酬の決定は、監査法人の監査計画等を十分勘案のうえ、監査時間、監査内容の妥当性を検証したうえで行っております。なお、監査報酬の決定に際しては、会社法第399条の規定に基づき、監査役会の同意を得ております。

・独立役員の確保の状況
現状、社外監査役2名が独立役員の要件を満たし、独立役員となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役を選任しておりませんが、監査役は取締役会に加えて、取締役と執行役員を構成員とする経営会議に監査役全員が出席し、報告及び審議に参加することで、経営状況についての監視が行われており、中立的な立場から意見を述べるなど、監査役による監視機能が有効に機能していると考えております。
常勤監査役（1名）は、社内に精通し経営に対する理解が深く、適法性監査に加え、重要な会議に参加し、経営課題に対するプロセスと結果について客観的評価を行う等的確な分析に基づく発言をすることで、経営監視の実効性を高めております。なお、常勤監査役は、企業経営者としての豊富な知識と経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外監査役2名は独立役員として選任しており、経営監視機能の客観性及び中立性の確保を担っております。
また、監査役を補助する使用人を配置する等それを支える十分な人材及び体制を確保し、経営監視機能の強化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の会日より3週間前に発送
電磁的方法による議決権の行使	議決権電子行使プラットフォーム
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用
招集通知（要約）の英文での提供	狭義の招集通知について、英文を作成しホームページに掲載
その他	招集通知のホームページ掲載（当社ホームページおよび証券代行専用サイト）、株主総会後の経営近況報告会（株主懇談会）の実施

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ「投資家情報 http://www.park24.co.jp/ir/」に、情報開示に関する基本的な考え方をはじめ、情報開示基準、情報開示の方法、情報開示の体制について掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社の支店において、個人投資家向け会社説明会を定期的に開催しています。また、株主総会後に経営近況報告会を実施しています。一般投資家の方も入場可能としており、社長（代表者）から事業方針等の説明を行った後、質疑応答の時間を設けています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（5月下旬、12 月中旬）決算説明会を開催し、決算の状況や今後の経営戦略・事業戦略等を社長（代表者）が説明しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州・米国・アジアにて、年1 回ずつ、個別訪問を中心とした海外IR を実施しています。また、年2 回の決算説明会の模様を英語で動画配信しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ「投資家情報 http://www.park24.co.jp/japanese/ir/index.cfm」に決算資料（決算短信）や説明会の動画配信、有価証券報告書等を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名：経営企画本部グループ企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、「人とクルマと街と、」を企業スローガンに掲げ、「人」にやさしく、「クルマ」にとって快適で便利な、そして人とクルマが調和する「街」づくりをコンセプトに、環境や地域社会へ貢献していきます。 ・「人」にやさしい取組み：女性・高齢者の方優先の「ハートスペース」の設置やAED（自動体外除細動器）の設置 ・「クルマ」がより快適で便利になる取組み：満車空車情報の提供、「交通ICパーク＆ライドサービス（クルマと公共交通機関を利用して都心部の目的地に向かうシステム）」の推進、「パーク＆チャージ（駐車場への電気自動車充電設備の設置）」の推進、電気自動車普及の推進、カーシェアリングサービス「タイムズカープラス」の拡大 ・人とクルマが調和する「街」づくりへの取組み：路上駐車を解消する「タイムズ駐車場」の拡大、LED照明の導入

・その他社会への取組み：財団法人交通遺児等育成基金への寄付、アイドリングストップの推進、「パークの日（駐車場の日；1998年8月9日）」における路上駐車を低減させるための啓発活動

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）および使用人の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制
（1）取締役会は、当社および会社法第2条第3条に定義される子会社により構成される企業集団（以下「グループ」という）の倫理綱領を策定し、取締役および監査役並びに従業員（以下「役職員」という）の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するためのコンプライアンスに関する規範体系を明確にし、取締役はこれを自らの管掌する役職員に教育、徹底し、グループ内のコンプライアンス体制の確立を図る。
（2）取締役会は、関係会社管理規定を制定し、経営管理、事業管理に関して子会社を支援、監督し、グループ全体につき適正な業務体制を構築する。
（3）コンプライアンス統括機能を担う部署を設置し、重要な意思決定を行う事項については同部署で事前に適法性を検証するとともに、役職員に対する教育および指導を行う。
（4）内部公益通報者保護規定を制定し、社内窓口および第三者を受領者とするグループ内部通報システムを構築するなど、グループにおける報告体制を整備する。
（5）監査室を設置し、コンプライアンス体制が適正に運営されているかを検証するために、内部監査規定にもとづき、グループの全部門を対象とする内部監査を実施する。
（6）監査役は、取締役の職務執行が法令および定款に適合しているか、グループにおけるコンプライアンス体制が適正に運営されているかを監視する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
（1）取締役の職務執行に係る情報を、その保存媒体等に応じて適切に保存および管理することとする。
（2）文書の保存期間その他の管理体制については、取締役会において文書管理規定を策定し、同規定の定めによるものとする。

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
（1）当社は、代表取締役の下、グループの経営に伴う不確実性および損失の危険（以下「リスク」という）を識別、分析および評価し、それぞれのリスクについて管理責任部署を定め、その管理体制を整えるものとする。
（2）リスク管理について当社内またはグループで横断的に対応すべき事項については、代表取締役の下に当該リスク統括機能を伴う部署を置き、その管理体制を構築する。
（3）リスクの各管理責任部署は、それぞれのリスクにつき対策を策定するとともに、対策の実施状況を検証し、代表取締役および監査役に報告する。

4. 当社の取締役および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）取締役の業務執行を合理的かつ円滑に進めるための対策として、執行役員制度を導入し、迅速な意思決定を行える体制を構築する。
（2）月に1 回以上開催される取締役会に加えて、取締役と執行役員を構成員とする経営会議を組織し、当社の経営に影響を及ぼす重要事項については、そこで審議・決定し、当該決定事項が効率的に業務執行される体制を構築するものとする。
（3）取締役会は、組織・分掌・権限規定を策定し、取締役もしくは執行役員に業務執行を委任し、効率的に業務を執行できる体制を構築する。組織・分掌・権限規定等の諸規定は法令の改廃、職務執行の効率化等の必要性に応じて適宜見直すものとする。
（4）取締役会は、各部門間での有効な連携の確保のための制度の整備を行う。
（5）必要に応じて主要な子会社に当社の役職員を派遣し、当該子会社の支援、管理および監督を行う。

5. 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
関係会社管理規定において、子会社の経営上の重要事項について、当社の事前承認を必要とするとともに、営業成績、財務状況、その他の重要な情報について、当社への報告を義務づける。

6. 当社の監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
（1）代表取締役は、監査役が実施する監査を補助するため、監査役からの請求がある場合には、適切な従業員を監査補助者として選任する。

7. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1）監査役の職務を補助すべき使用人が選任された場合、当該使用人が監査役の職務を補助するに際しては取締役の指揮命令系統には属さず、独立して監査役の職務の補助にあたることができるものとし、監査役の指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となるものとする。

8. 当社の監査役への報告に関する体制
（1）監査役は、取締役会のほか経営会議に出席し、報告および審議に参加することができる。
（2）取締役および各部署の責任者は、以下の事項を監査役に対して速やかに報告する。
a. グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
b. 監査室が実施したグループにおける内部監査の結果
c. 企業倫理に関する苦情相談窓口に対する通報の状況
d. 法令等により報告が要求される事項
e. 上記のほか監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
（3）グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
（4）内部公益通報者保護規定において、コンプライアンス統括責任者は、重大事案について監査役に遅滞なく報告しなければならないと定め、実施する。
また、通報内容により関係する子会社の監査役への報告も行うものとする。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、グループの監査役へ報告を行ったグループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループの役職員に周知徹底する。

10. 当社の監査役の職務について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の

上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11.その他、当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役は、必要に応じて監査室、コンプライアンス担当部署、リスク管理の各責任者および取締役に対して、監査の実効性を確保するために必要な調査・報告等を要請することができる。
（2）監査役は、経営会議のほかグループの重要な会議に出席することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、これらの活動を助長するような行為は一切行わない。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
（1）対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況
当社は、経営管理本部を反社会的勢力対応の統括部署とし、同本部に不当要求防止責任者を配置すると共に、子会社を含めたグループ全体の反社会的勢力との取引防止に関する企画・管理等を行っている。
（2）外部の専門機関との連携状況
当社は、警察署との連絡を密にし、また特殊暴力防止対策連合会・防犯協会等に入会し、情報収集に努めると共に、特殊暴力の追放、被害防止活動に積極的に参加・連携している。
（3）反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況
当社は、経営管理本部にグループ全体の反社会的勢力に関する情報を集約し、一元的な管理を行っている。
（4）対応マニュアルの整備状況
当社は、グループ共通の行動規範において反社会的勢力との関係遮断を定め、更に業務の必要に応じて具体的な内容をマニュアル等に定めている。
（5）研修活動の実施状況
当社は、反社会的勢力に対する対応についてコンプライアンス上の重要項目と位置づけ、グループ全体の集合研修のカリキュラムとして取入れるほか、グループウェアのWEB 上に定期的に掲載する等、研修活動を実施している。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示の担当部署
当社は、投資者に適時適切な会社情報の開示を行うことを基本姿勢とし、社内規定（インサイダー取引防止規定）に従って、以下のとおり適時開示すべき情報を取扱います。
・情報の集約および管理は、内部情報管理の主管部署である経営企画本部長とします。
・情報の重要性の判断、適時開示情報か否かの検討については、経営企画本部が当該案件部署および経営管理本部と適時開示規則等に準じて協議します。
・当社の重要事実等、証券取引所の定める会社情報の適時開示については、情報取扱責任者の指揮のもとに経営企画本部グループ企画部IR担当が行います。

2. 会社の適時開示に係わる社内体制
・重要事実等が発生した場合には速やかに経営企画本部に報告し、経営企画本部はその報告を受けたあと、ただちに情報取扱責任者に報告しま
す。
・情報取扱責任者、経営管理本部、当該案件担当役員により重要事実の発生および適時開示情報か否かについて検討し、決定事実および決算情報については取締役会に上程または報告し、承認後遅滞なく適時開示を行います。また、発生事実は発生後遅滞なく適時開示を行います。

3. 東京証券取引所への適時開示
・重要事実の公表は、経営企画本部グループ企画部IR担当が速やかに行います。

【コーポレート・ガバナンス体制：模式図】

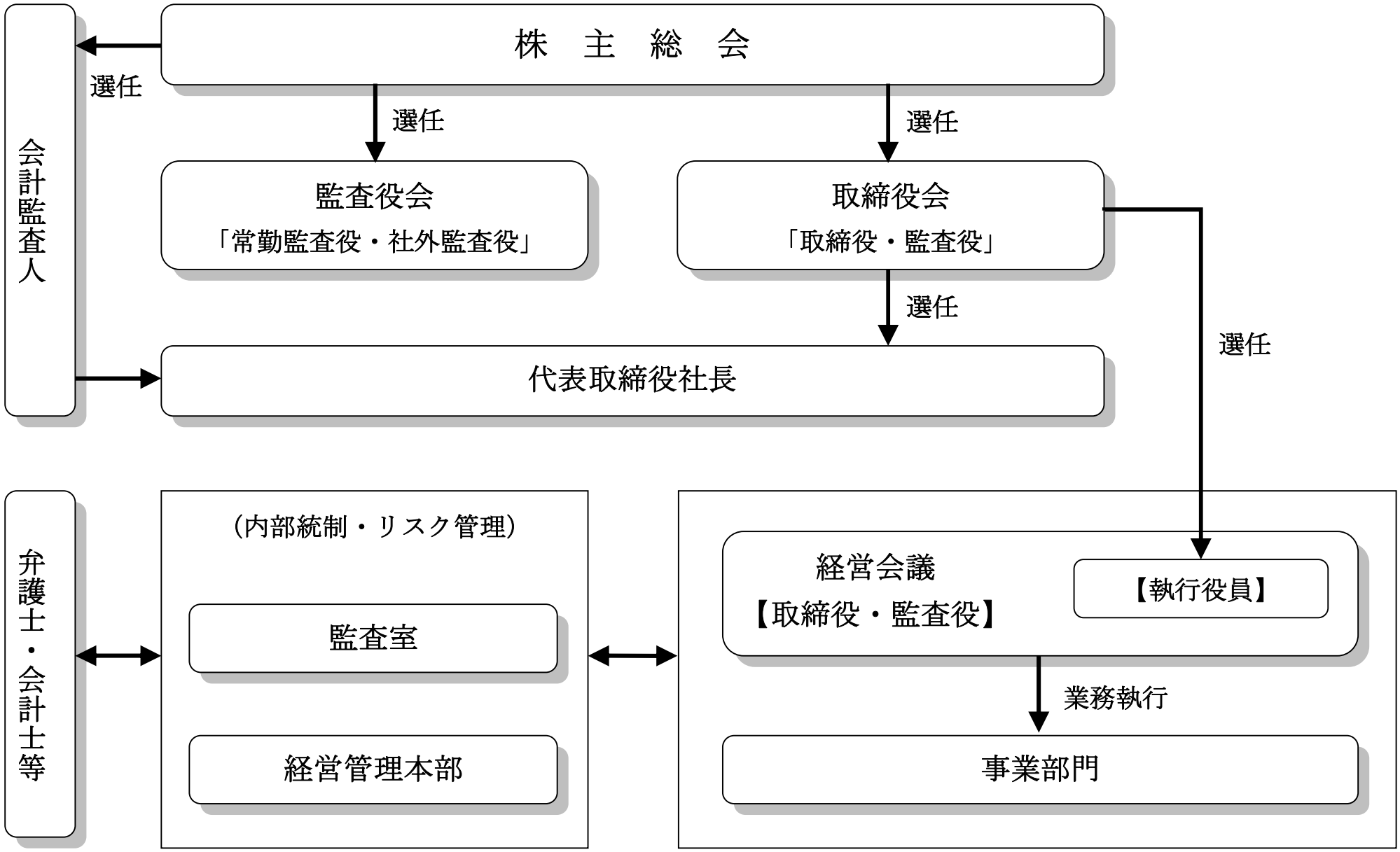

【適時開示の体制およびフロー】

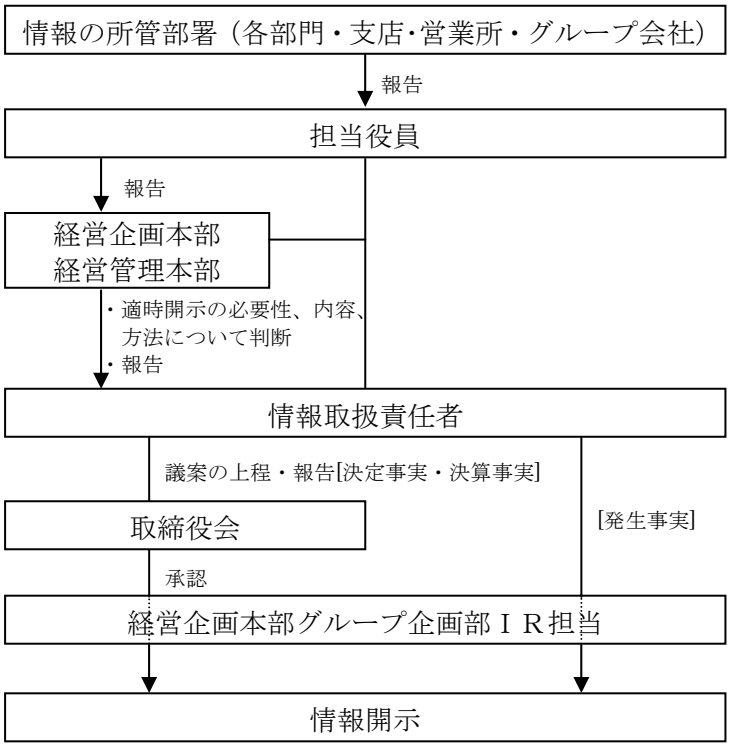

TDnet、記者クラブへの投げ込み及び当社ホームページ等にて開示